

道営住宅駐車場使用料の減免制度について

○ 駐車場使用料の減免について

- ・ 家賃の減免を受けている方又は生活保護を受給している方で、かつ、身体に障がいをお持ちの方が、身体の移動に自動車の使用が不可欠の場合※において道営住宅駐車場使用料を減免できる場合があります
- ・ 詳しくは、指定管理者又は十勝総合振興局建設指導課までお問い合わせください

※身体に障害のある方の移動専用を使用する場合とし、同居親族が兼用で使用する場合等は該当しません